

事務連絡
平成29年9月19日

一般社団法人マンション管理業協会 御中

国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室
国土交通省土地・建設産業局不動産課不動産指導室

マンション標準管理規約の一部訂正について

過日、マンション標準管理規約の改正について、平成29年8月29日付け国土動指第27号及び国住マ第33号のとおり、通知を発出いたしましたところ、マンション標準管理規約（複合用途型）及び同コメントに一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正のお知らせをいたします。

記

規約第12条本文、コメント第12条関係②、③、④、⑤及びコメント第19条関係④

(誤) 住宅部分の区分所有者 (正) 住戸部分の区分所有者

なお、国土交通省のホームページにて公表しております資料は訂正済みとなっておりますので、ご活用下さい。

『国土交通省HPトップページ』 → 『住宅・建築』 → 『住宅行政』
→ 『マンション政策』 → 『マンション管理について』
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000052.html